

四日市市美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第42号

四日市市美容師法施行細則の一部を改正する規則

四日市市美容師法施行細則（平成20年四日市市規則第47号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（洗髪設備）</u></p> <p><u>第9条 条例第4条第8号ただし書に規定する市長が衛生上支障がないものとして認めた場合は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 頭髪の刈込、結髪等を行わないため、作業に伴って毛髪等が生じないと認められる場合</u></p> <p><u>(2) 洗髪設備以外の適切な設備等により、作業に伴って生じる毛髪等が衛生的に処理できると認められる場合</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が衛生上支障がないと認められる場合</u></p>	
<p><u>（移動美容所について講ずべき措置）</u></p> <p><u>第10条 自動車に設備等を設けて美容の業を行う美容所においては、条例第4条各号に定めるもののほか、次の各号に定める措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1)から(3)まで （略）</u></p> <p><u>(4) 前各号に掲げるもののほか、市長</u></p>	<p><u>（移動美容所について講ずべき措置）</u></p> <p><u>第9条 自動車に設備等を設けて美容の業を行う美容所においては、条例第4条各号に定めるもののほか、次の各号に定める措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1)から(3)まで （略）</u></p> <p><u>(4) 前各号に掲げるもののほか、知事</u></p>

が必要と認める措置	が必要と認める措置
<u>第 1 1 条</u> (略)	<u>第 1 0 条</u> (略)
<u>(補則)</u>	
<u>第 1 2 条</u> <u>この規則に定めるもののほ</u> <u>か、この規則の施行に関し必要な事項</u> <u>は、市長が別に定める。</u>	

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(健康福祉部衛生指導課)